

大島商船高等専門学校における学生の懲戒等に関する内規

制 定 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 54 条の規定に基づき、大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の懲戒及び本校が実施する教育的措置（以下「懲戒等」という。）について適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第 2 条 学則第 54 条各項に掲げる者に対する懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本校における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。
 - (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修、課外活動及び本校施設の使用等を禁止すること。
 - (3) 校長訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって非違行為を行わないよう、文書により注意すること。
- 2 停学は、有期停学及び無期停学とする。
- 3 停学期間の計算は、暦日によるものとし、停学期間は、在学期間に算入する。

(教育的措置)

第 3 条 校長は、学生が行った非違行為が懲戒に至らないと判断される場合は、当該学生に対し、教育的措置として次の各号に掲げる説諭を行うことができる。

- (1) 学生主事説諭 口頭又は文書により、強く戒め反省を求めること。
- (2) 担任説諭 口頭又は文書により、戒め反省を求めること。

(懲戒等の基準)

第 4 条 懲戒の基準は、別表 1 のとおりとする。

- 2 説諭の基準は、別表 2 のとおりとする。
- 3 懲戒等を受けた学生の成績評価等の取扱いについては、別に定める。

(情状の酌量)

第 5 条 非違行為の悪質性は、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機、非違行為歴等を勘案の上判断するものとする。

- 2 非違行為の重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、懲戒等の実施に当たっては、当該学生の平素の行状、当該行為の他への影響、懲戒等を行うことによって生じる訓戒的效果等を総合的に考慮して行うものとする。

(厚生補導委員会の調査・審議)

第6条 教職員は、学生に非違行為があったと認めるときは、直ちにその状況を当該学生の所属する学級担任教員を経て学生主事（寮生にあっては寮務主事及び学生主事）に報告するものとする。

- 2 学生主事は、前項の報告があったときは、直ちに事実の真相調査に努めなければならない。
- 3 学生主事は、前項の真相調査の結果について、遅滞なく厚生補導委員会を招集し、審議を開始しなければならない。
- 4 厚生補導委員会の審議が終了したときは、学生主事は、その経過に所見を付して、速やかに校長に報告しなければならない。
- 5 学生主事及び厚生補導委員会は、第2項の調査及び第3項の審議に際し、当該学生に対して、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第7条 当該学生の逮捕・拘留により接見等が認められず弁明の機会が得られない場合であって、当該学生が罪状を認める場合は、慎重に検討の上、懲戒を行うことができる。

(懲戒等の決定)

第8条 学生主事は、当該学生の懲戒等について厚生補導委員会で審議し、その内容について校長に意見を述べるものとする。

- 2 校長は、学生主事からの意見を参考の上、当該学生の懲戒等の要否及び内容を決定し、学生主事に通知する。
- 3 校長は、前項の決定をしたときは、速やかに教員会議に報告するものとする。

(懲戒等の告知)

第9条 懲戒の告知は、校長が当該学生に対して行うとともに、文書をもって保護者等に通知する。

- 2 説諭の告知は、学生主事が当該学生に対し行うものとする。
- 3 当該学生の所在を知ることができない場合は、懲戒等の内容に応じて、校長又は学生主事が公示送達又は適切な方法により告知するものとする。

(不服申立て)

第10条 懲戒等の告知を受けた学生は、告知を受けた日の翌日から起算して14日以内に不服申立書（別紙様式）により校長に対して不服申立てを行うことができる。

- 2 校長は、前項の不服申立てを受理した場合は、速やかに不服審査委員会を設置し、再調査の要否を決定しなければならない。

(不服審査委員会)

第 11 条 不服審査委員会の委員長は、学生主事（当該学生が寮生の場合は学生主事及び寮務主事）以外の主事をもって充て、校長が指名する。

2 不服審査委員会は、前項の委員長のほか、厚生補導委員会の委員以外の者から校長が指名する 3 名以上 5 名以下の教員を加えて組織する。

3 不服審査委員会における再調査及び決定は、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定に準じて行うものとする。

4 不服審査委員会は、審議において必要と認めるときは、不服を申し立てた学生から意見を聴取することができる。

5 校長は、再調査の必要がないと判断した場合は、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。

6 校長は、不服申立てによる再調査の結果、懲戒等を課さない場合又は懲戒等の内容を変更する場合は、懲戒等によって被ったいかなる不利益を解消するよう努めなければならない。

7 不服申立ての行為は、懲戒等の効力を妨げない。

（停学中の措置）

第 12 条 停学中の学生に対して、学生主事は、定期的な連絡・面談等の適切な指導を行い、その更正に努めるものとする。

2 停学を受けた学生は、停学中、当該学生の保護者等の監督の下に置くとともに、反省日誌を記録し、登校時に持参しなければならない。

3 前項の反省日誌は、学級担任教員を経て学生主事室（寮生にあっては学生主事室及び寮務主事室）が確認するものとする。

4 学生主事は、特に必要と認めた場合は、第 2 条第 2 号の規定にかかわらず停学中の学生に対して、本校の施設の使用等一部を許可することができる。

5 停学中の休学の願出は、受理しない。

6 休学中の学生を停学とする場合は、当該学生の休学を取り消すものとする。

7 留学中の学生を停学とする場合は、当該学生の留学を取り消すものとし、原則として速やかに帰国させるものとする。

8 有期停学を受けた学生にあっては、停学期間の満了をもって停学を解除されたものとする。

（無期停学の解除等）

第 13 条 学級担任は、無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、停学を解除又は停学期間を短縮することが適当であると認めるときは、学生主事を経て校長に処分の軽減について申し立てることができる。

2 学生主事は、前項の申立てがあったときは、速やかに厚生補導委員会において審議を行い、無期停学の解除等について校長に意見を述べるものとする。

3 校長は、前項の意見を参考の上、無期停学の解除等の可否を決定し、学生主事に通知する。

（校長訓告後の措置）

第 14 条 校長訓告を受けた学生は、反省文を翌日（校長訓告を受けた日が休業日の前日である場合は、直近の登校日）に学級担任教員を経て学生主事に提出しなければならない。

- 2 前項の反省文は、学生主事室（寮生にあつては学生主事室及び寮務主事室）が確認するものとする。

（自宅謹慎）

第 15 条 学生主事は、懲戒等に相当する非違行為が発生したと推測し、特に必要と認めるときは、懲戒等の内容が決定されるまでの間、当該学生に対して自宅謹慎を命じることができる。

- 2 前項の場合において、当該学生が停学となったときは、自宅謹慎の期間は、停学期間に算入するものとする。

（懲戒等決定前の転学、留学、退学又は休学）

第 16 条 校長は、当該学生から懲戒等の決定前に転学、留学、退学又は休学の願出があったときは、この願出を受理しない。

（懲戒等に関する記録等）

第 17 条 校長が懲戒等を課したときは、当該学生の学籍簿に懲戒等の内容その他必要な事項を記録するものとする。

（職員の守秘義務）

第 18 条 学生の懲戒等に関する事項に関わった教職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 19 条 この内規に定めのない事項は、厚生補導委員会において審議し、校長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大島商船高等専門学校学生の懲戒及び指導措置に関する内規は、廃止する。

別表 1 (第 4 条関係) 懲戒の基準

区 分	理 由	記 事
退 学	(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業を怠り，成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者 (4) 学校の秩序を乱し，その他学生としての本文に反した者 (以上学則第 54 条)	○ 重大な非違行為があった場合 ○ 停学処分を重ねても，なお改悛の情が認められない場合
停 学	原則として，以下の例のように，法律に違反する行為又は学生としてあるまじき行為を行った場合とする。 (1) 暴力行為 (2) 窃盗行為 (3) 飲酒，酒類の所持（20 歳未満） (4) 喫煙，煙草の所持（20 歳未満） (5) 3 年生以下及びその同伴の高学年生のパチンコ (6) 賭博行為 (7) 校内，寮内における賭博類似行為（マージャン・花札等） (8) 故意による施設や器物の損壊行為 (9) 火遊びや立入禁止区域への侵入等，安全・秩序を脅かす行為 (10) 試験に関する不正行為 (11) 禁止アルバイト従事（風俗・深夜業等） (12) 「校長訓告」によるも，なお改善の認められない者 (13) その他，停学に相当すると考えられる行為	○ 停学の期間は，1 日以上の有期とし，期間は厚生補導委員会によって審議する。ただし，(3)「飲酒，酒類の所持（20 歳未満）」及び(4)「喫煙，煙草の所持（20 歳未満）」については，原則として 5 日間とし，事案に応じて厚生補導委員会で審議の上，期間が延長されることもある。また，非違行為が 2 回以上に及んだ場合又は，他学生に影響を及ぼす非違行為の場合は，「無期停学」となることもある。 なお，停学期間は在学期間に参入される。 ○ 停学の発令は原則として処分決定の日付をもって行う。ただし，処分の教育的効果を高めるため，厚生補導委員会の承認を得て，停学期間開始前あるいは期間中に定期試験，追認試験，就職・進学試験，資格試験等の受験，学校行事やボランティア活動等への参加を認める場合がある。その場合の日数への算入の可否については，活動の内容により判断する。 ○ (10)「試験に関する不正行為」に係る停学の発令は，試験終了の翌日からとする。また，当該期間中の定期試験の点数は全て 0 点とする。

校長訓告	原則として、以下の例のように、法律的に違法とは認められない不適切行為を行なった場合とする。 (1) 無許可のアルバイト従事 (2) 低学年の無断下宿 (3) 無許可車両持込 (4) 無許可免許取得 (5) 無届け集会その他校内における政治的活動 (6) 「指導」「説諭」によっても、なお改善の認められない者 (7) その他、校長訓告に相当すると考えられる行為	○ 同種の非違行為を繰り返した場合は、上記「停学」の項(13)により停学とする。
------	---	---

注記

- ・ 「いじめ」については、「いじめ対策小委員会」にて審議の上、本懲戒内規とは別に審議する。
- ・ 交通違反における「無免許運転」、「飲酒運転」、「交通事故」等々、その他の違法行為は、警察を通して法的及び社会的に処分されるが、学校としての懲戒は、別に厚生補導委員会において審議する。
- ・ 本懲戒内規の実施後、厚生補導委員会の審議は、過去の事例にはこだわらず、必ずしも整合性がある必要はない。
- ・ 非違行為とは、法律に違反する行為又は懲戒の基準の理由に該当する行為。

別表 2（第 4 条関係） 直ちに処分するに当たらない不適切行為の取扱い

以下に掲げる不適切行為については、学生主事室、学級担任教員を中心として全教員で注意と指導を行い、改善を求めることを原則とする。 注意、指導に従わず、不適切行為を重ねる者については、担任説諭、学生主事説諭をもって反省を促すものとするとともに文書又は口頭をもって保護者等に通知する。また、学生は、反省文を翌日までに提出するものとする。 ただし、説諭にもかかわらず、改善が認められない場合は、停学・校長訓告等の処分を行う場合もある。
不 適 切 行 為
(1) 学生としての不適当な服装や装身具の着用、携帯品の所持等 制服の不着用、頭髪の着色や脱色、化粧等（低学年） (2) 交通マナーに反する行為（自転車） 自転車の 2 人乗り、並進、傘差し運転、夜間無灯火、車両整備不良等 (3) バイク、乗用車の貸借 (4) 「届」等の書類の不提出 (5) その他、学生としてふさわしくない行為

不服申立書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 様

不服申立者

学科 年

本 人 氏 名

保 護 者 住 所
氏 名

（自署）

懲戒処分不服申立てについて

私は、 年 月 日付けで懲戒処分等の告知を受けましたが、これについて下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 不服申立てに係る処分等の内容
- 2 不服申立ての内容
- 3 不服申立ての理由